

東通村創業支援事業補助金制度概要

令和7年9月1日より、村内で創業される方向けの補助制度が新設されました。東通村商工会では申請の事務支援や創業に関する各種相談対応等を行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

趣 旨	東通村は、創業による雇用の創出及び地域商業等の活性化を図るため、新たに村内で創業しようとする者及び第二創業※を実施する者に対し、予算の範囲内において、その創業に係る費用の一部を補助します。 ※第二創業：既存の事業と異なる業種転換・業態転換等を図ること
補助金額	・事業所、店舗（移動型も含む）の開設に係る経費の1/2（限度額100万円） ・宣伝広告に要する経費の1/2（限度額30万円）
補助対象者	<p>次の要件を全て満たすことが必須となります。</p> <p>(一) 東通村商工会に加入している者又は、本事業が完了日までに加入する者 (二) 村内において新たに創業する方（村内移住を条件としない） (三) 既に営んでいる事業のほかに、新たな事業を開始する方 (四) 既に営んでいる事業について、新たに村内に事業所を設置する方 (五) 中小企業者であること（中小企業基本法の定義） (六) この事業を営むための必要な許認可を受けている者又は事業完了までに受ける者であること (七) 村税及びその他の納付金に滞納がない者 (八) 暴力団等の反社会的勢力と関係を有しない者 (九) 法令及び公序良俗に反していないこと (十) その他村長が適当と認めた者</p>
補助対象事業	<p>次の要件を全て満たすことが必須となります。</p> <p>(一) 東通村商工会において創業相談を受け、事業計画の実施において支援を得ている事業 (二) 必要に応じて金融機関から融資を受けて行う事業であり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業 (三) 下記の業種にあてはまる事業</p> <ul style="list-style-type: none">● 食料品製造業（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類E 中分類9）● 織物・衣服・身の回り品小売業（統計法に規定する日本標準産業分類、大分類I 中分類57）● 飲食料品小売業（統計法に規定する日本標準産業分類大分類I 中分類58）● その他の小売業（統計法に規定する日本標準産業分類大分類I 中分類60）● 宿泊業（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類M 中分類75）● 飲食店（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類M 中分類76）● 持ち帰り・配達飲食サービス業（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類M 中分類77）● 洗濯・理容・美容・浴場業（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類N 中分類78）● 建設業（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類D）● その他村長が適当と認めたもの

補助の期間	補助の期間は、補助金交付決定の日から翌年3月31日又は事業完了日のいずれか早い日までです。
補助の申請	<p>補助金の交付を申請しようとする方は、東通村創業支援事業補助金交付申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、村長に申請します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 創業に係る事業計画書（様式第二号） (二) 収支予算書（様式第三号） (三) 村税納付状況確認同意書（様式第四号） (四) 営業許可書の写し（既に許認可を取得している場合） (五) 補助対象経費の内訳を説明する書類（見積書等） (六) 東通村創業支援事業補助金に係る事業計画実施支援確認書（様式第五号） (七) 金融機関から融資を受けたことを証する書類（融資を受ける場合） (八) その他村長が必要と認める書類
財産処分	補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は補助金に係る事業により取得し、又は効用を増加した財産を目的外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ東通村創業支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第十八号）を村長に提出し、その承認を受けなければなりません。
創業事後報告	創業後5年間、創業状況報告書（様式第十七号）により毎年の事業内容、収支決算等について村長に報告しなければなりません。
備考	<p>経費支出後に本補助金を申請した場合、経費が補助対象とならない場合もありますので、原則は交付決定後に経費支出を行って下さい。</p> <p>申請は隨時受付けていますが、予算の都合もあり1年間の採択数には限りがあります。ご了承ください。</p>

申請後の手続き

交付決定	申請書類審査及び内容確認後、約3週間で通知
事業開始	対象経費の支出
創業	翌年3月31日までに創業（第二創業の場合は事業化）すること
実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ■回東通村創業支援事業補助金実績報告書（様式第十号） ■回経費の支払を証明する書類 ■回事務所等の賃貸借契約書の写し（対象経費に賃料等を含む場合） ■回事業により整備した事務所等、設備、備品等が確認できる写真 ■回設立した法人の定款の写し及び履歴事項全部証明書（法人の場合） ■回個人事業の開業届出書の写し（税務署受付印のあるもの又は類する証明） ■回その他村長が必要と認める書類
補助金確定	書類審査後、約1週間で通知
補助金請求	確定後、申請者より様式第十六号を提出
補助金交付	書類審査後、約3週間で交付